教私第2282号

令和５年11月10日

各私立幼稚園設置者　様

大阪府教育庁私学課長

令和５年度大阪府私立学校安全特別対策事業費補助金

に係る追加募集（国４次）の調査について（依頼）

　標記補助金については、本年２月に実施したこどもの安心・安全支援事業における補助事業活用計画（令和５年２月６日付け教私第2413-2号）（以下、「補助事業活用計画」という。）及び本年７月に実施した令和５年度大阪府私立学校安全特別対策事業費補助金に係る追加募集（国３次）の調査（令和５年７月18日付け教私第1709号）（以下、「国３次募集調査」という。）にて、下記の事業についてそれぞれ「購入済」または「購入予定」と回答した園に対し書類の提出等手続きをお願いしているところです。

この度、国の４次募集がありましたので、２月の補助事業活用計画及び７月の国３次募集調査で「購入済」または「購入予定」と**回答しなかった事業を対象**に追加募集を実施いたします。この募集に応募予定の園は下記に記載の資料をご提出ください。変更がない場合は対応不要です。

記

１．対象となる幼稚園

・私学助成園

・施設型給付を受ける幼稚園

・幼稚園型認定こども園

※幼保連携型認定こども園は対象外

２．対象となる事業

　　募集は（１）～（３）の事業ごととなります。すでに応募した事業に再度応募することはできません。

ただし（１）については、これまでに回答した台数から増える場合、増加分を回答することは可能です。

※補助事業活用計画で３台と回答したが今年度の運行台数が４台に増えた場合、増加分の１台を応募することは可能

　（１）送迎用バスの改修支援事業

・概要：子供の送迎用バスへの安全装置の装備を支援

・対象：送迎バスを有する施設

・補助率：定額（**１台当たり17万５千円を上限とする**）

・注意：安全装置は国土交通省策定の「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の
ガイドライン」に定める性能基準を満たしている必要があります。
ガイドラインに適合する安全装置は下記URLにて公表されていますのでご参照
ください。
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

　（２）登降園管理システムの導入支援事業

・概要：適切な登園管理を行うため、施設の安全計画等において明記された登園管理
システムの導入に必要な経費を支援

・対象：対象となる全園（送迎バス所有の有無にかかわらない）

・補助率：4/5（**補助額は56万円を上限とする**）

　（３）ICTを活用した子供の見守り支援事業

・概要：ICTを活用した子供見守りサービスなどの安全対策に資するシステム等の導入に
必要な経費を支援

・対象：対象となる全園（送迎バス所有の有無にかかわらない）

・補助率：4/5（**補助額は16万円を上限とする**）

３．提出資料

電子及び紙の両媒体によって、次の資料を提出してください。

・事業計画書

・事業計画内訳書（別紙１～３のうち、該当する事業に係る様式のみ記入すること）

４．**提出方法及び期限**

|  |  |
| --- | --- |
| 方法　※両方による提出が必要です | 期限 |
| **電子**（Excel様式） | [**インターネット申請**](https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/db57d86e-8bc6-4559-83f8-a3d3a214178b/start)(↑Ctrlキーを押しながらクリック) | **令和５年11月20日（月曜日）18時**※期限を過ぎると提出フォームは閉鎖します |
| **紙** | **郵送****〒540-8570　大阪市中央区大手前3-1-43****大阪府教育庁私学課幼稚園振興グループ　担当：高田** | **令和５年11月20日（月曜日）**当課必着 |

５．留意事項

・国補助金活用見込額の参考としますので、現時点で購入未定の場合は購入するものとしてご回答ください。事業計画の提出が無かった場合は補助金の交付を受けることができません。

・今回の調査が本事業にかかる最後の募集となる予定です。

・今回の募集は補助を確約するものではありません。追って通知する事業計画書の提出等の各手続きが必要となります。

・令和４年９月５日から令和５年度中に装備・導入したものが補助の対象となります。

大阪府教育庁私学課　幼稚園振興グループ　髙田

電　話：06-6210-9273 （直通）

メール：shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp